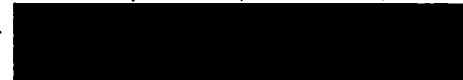


裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成30年2月13日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成30年1月18日付けで行った保護変更申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成28年11月9日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 請求人は、平成29年9月29日、転倒して意識消失したため、救急搬送され入院したが、翌日に退院した。
- 3 処分庁は、平成29年10月2日に請求人から申請のあった施術の給付を却下する決定（以下「本件決定」という。）を行い、平成30年1月18日付けで、請求人に対し通知した。
- 4 請求人は、平成30年2月13日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審

査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1. 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

実際、駅の階段から転落し、意識不明になり救急車で病院搬送され、退院後の体の痛み治療に通院した医療費が認められないとは。

原因があるのにその治療を認めないのは、最低限の生活を保障されているとは言えない。よって異議申し立てする。

ケガの治療の却下は不当である。

(2) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成30年1月18日付けの本件決定通知書には、「1 却下した保護の種類 医療扶助(施術)、2 却下の理由 入院時医療要否意見書の「整骨院でのリハビリは不要」との記載に基づき、嘱託医協議において給付否との判定がなされたため。また、退院後、整形外科への通院を行い、適正な医療を受けているため。」との記載がある。

(3) 平成30年5月7日付けで、審理員は請求人に対して、後記2 処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また、令和元年8月21日に反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年4月12日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 前記1 請求人の主張(1) 記載事実の認否

前記1(1)についてはおおむね認めるが、整形外科への通院を認めていること

から、「治療を認めない」部分については否認する。

イ 弁明の理由

(ア) 事実の経過

- a 平成28年11月9日 請求人、生活保護受給開始
- b 平成29年9月29日 請求人、駅の階段で転倒し、意識消失のため救急搬送される。
- c 平成29年10月2日 請求人の母から、救急搬送された旨の電話連絡。入院の翌日には退院し、全身打撲の痛みから動けない旨の報告あり。医師から整骨院への通院を勧められたと報告があったため、同日付、入院先であったA病院へ医療要否意見書を、B鍼灸整骨院へ給付要否意見書を送付する。
- d 平成29年10月18日 A病院から医療要否意見書の返送あり。「整骨院でのリハビリは不要」との記載あり。
- e 平成29年11月14日 請求人宅へ訪問。整骨院へ通院している旨の報告あり。医療扶助の対象となるかについては、囑託医協議、ケース診断会議の結果如何による旨を伝える。
- f 平成29年12月11日 B鍼灸整骨院から給付要否意見書の返送あり。請求人の施術について必要と記載あり。
- g 平成29年12月18日 処分行において囑託医協議を行った結果、施術の必要なしとの意見を得る。
- h 平成29年12月28日 処分行においてケース診断会議を行った結果、請求人への当該施術の給付可否について、入院先であるA病院での「整骨院でのリハビリ不要」の記載に加えて、平成29年12月18日開催の囑託医協議の結果を踏まえ、当該施術について不支給とすることとなった。
- i 平成30年1月18日 請求人に対して、本件決定通知書を送付する。

(イ) 処分庁の主張

請求人に対する施術の可否については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助局長通知」という。）の第3の7「施術の給付について」に、柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合及び脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要とあるけれども、入院時に医療の要否を判断するために徴した要否意見書において「整骨院でのリハビリ不要」と記載があり、加えて、入院先で応急手当の処置が施されたことが確認されたため、それを基に囑託医協議に諮り、当該施術について本件決定を行ったものである。

ウ 結論

以上より、本件審査請求の棄却を求める。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年10月2日付けのケース記録票には、「請求人の母から電話連絡あり。請求人、平成29年9月29日、通院の帰りに駅で意識消失し、階段を転げ落ちたため、A病院へ救急搬送されたとのこと。検査のため、入院したが、翌日には退院となったとのこと。全身打撲のため家で寝たきりの状態と話す。医師からは整骨院等でリハビリを受ける必要があると言われてようで、C病院へ給付要否意見書を送付することとなった。」との記載がある。

イ 平成29年10月18日に処分庁が受理したA病院の医療要否意見書には、「傷病名 右前額部打撲 右側胸部打撲 左大腿打撲」、「初診年月日 2017年9月29日」、「治療方針・内容・転帰 疼痛管理のみ（湿布薬処方）」、「主治医意見 湿布薬による疼痛管理（整骨院でのリハビリは不要）」、「診療見込 入院 9月29日から2日」との記載がある。

ウ 平成29年11月14日付けのケース記録票には、「請求人、以前に駅の階段で転倒し打撲した件について、階段はある程度軽快したとのこと。ただし、整骨院には通っていると申し出があった。施術の対象となるかは囑託医協議の結果次第と伝えておいた。」との記載がある。

エ 平成29年11月15日に処分庁が受理したDクリニックの医療養費意見書には、「傷病名 頸部捻挫、右肩・左膝挫傷、腰部捻挫」、「初診年月日 29年10月1

2日、「治療方針・内容・転帰 投薬」、「主治医意見 頸腰右肩左膝安静のうえ、症状に応じ精密検査考えていく」、「診療見込 入院外 10月12日から3か月間」との記載があり、医療の要否として、「上記のとおり入院外医療を要すると認めます。」との記載がある。また、囑託医の意見として、「要 左記のとおり必要と認める。」との記載がある。

オ 平成29年12月11日に処分庁が受理したB鍼灸整骨院の給付要否意見書（柔道整復）には、「傷病名 頸部捻挫、右肩関節捻挫、腰部捻挫、左膝関節捻挫」、「初検年月日 29年10月10日」、「転帰 継続」、「傷病の程度及び給付を必要とする理由 頸部の運動痛、前後屈、回旋時痛が著しく、歩行痛あり。加療により疼痛の軽減の為加療を要す。」、「療養（治療）見込期間 3か月又は90日間」との記載がある。また、囑託医意見として、「否」との記載がある。

カ 平成29年12月28日付けのケース診断会議録票には、診断結果として、「入院先であるA病院での「整骨院でのリハビリ不要」の記載に加えて、囑託医協議の結果を踏まえ、当該施術について不支給とする。」との記載がある。

理 由

1. 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として、「1 診察」、「2 薬剤又は治療材料」、「3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術」、「4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」、「5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」、「6 移送」を定めている。

また、医療扶助の実施運営については、事務処理基準として、運営要領が定められている。

(2) 法第34条第1項は、「医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。」と定め、同条第4項は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第55条第1項の規定により指

定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。」と定めている。

- (3) 医療扶助局長通知の第3の7は、「施術の給付につき、申請があった場合には、給付可否意見書（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう）に必要事項を記載のうえ、すみやかに指定施術機関及び指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所長又は町村長に提出するよう指導して発行すること。施術の給付を行うにあたっては、柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合及び脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要であるが、応急手当以外の脱臼又は骨折の患部に手当をする場合は医師の同意が必要であること。」と定めている。
- (4) 医療扶助局長通知の第3の7の(3)のアは、「必要最小限度の施術を原則として現物給付するものとし、その範囲は、あん摩・マッサージ、柔道整復及びはり・きゅうとすること（中略）。なお、この者が現に指定医療機関において診療を受けている場合には、当該指定医療機関の意見を求めたうえで可否を決定すること。」と定めている。
- (5) 「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和48年5月1日社発第87号厚生省社会局保護課長通知。）の13の問20の2の答は、「被保護者から柔道整復による施術の給付申請があった場合には、福祉事務所は、施術の給付可否意見書の所要事項の記入を受けさせ、必要に応じて、医師の同意を求めべきである。」と定めている。

2 本件決定について

(1) 施術の給付可否意見書について

施術の給付が認められるのは、治療上必要不可欠と認められる場合に限られるものであるが、前記理由1(3)(5)のとおり、その可否は、給付可否意見書（以下「意見書」という。）により判断することとされている。

本件についてみると、請求人の母から、平成29年10月2日に施術の給付申請を受けた処分庁は、同日付けで、整骨院あてに意見書（柔道整復）を送付したことが認められるが、同意見書を受理したのは、同年12月11日である。

意見書は、被保護者に対してすみやかに提出するよう指導して発行することとされていることに鑑みれば、本件のように新規の施術の給付の判断に必要な意見書について、すみやかな提出がない場合は、整骨院に対し直接送付した処分庁が提出を促すことを求められるが、請求人が給付可否の判定を待つことなく整骨院へ通院していることを同年11月14日には把握しているにもかかわらず、処分庁が整骨院

に対して意見書の提出を促した記録は見当たらない。

(2) 請求人の救急搬送を原因とする医療の要否について

処分庁は、入院医療要否意見書の「整骨院でのリハビリは不要」との記載に基づく囑託医協議の判定と、退院後、整形外科への通院を行い、適正な医療を受けていることを本件決定の理由としている。

しかしながら、入院医療要否意見書の記載は、主傷病である「打撲」の治療に関して「整骨院でのリハビリは不要」としているにすぎず、施術の意見書及び整形外科の入院外医療要否意見書において請求人の主傷病として記載されている「捻挫」との因果関係は判然としない。

一方、前記理由1(4)のとおり、必要最小限度の施術を給付するため、現に診療を受けている場合は医療機関の意見を求める必要があるが、施術の申請時点では整形外科を受診しているとは認められず、この要件には該当しない。仮に、整形外科への通院によって請求人の医療が十分であるとするのであれば、整形外科の医療要否意見書の囑託医協議において、施術の要否についても判断すべきであるといわざるを得ない。

(3) まとめ

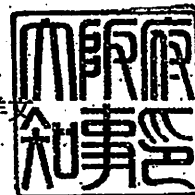
以上のとおり、施術（柔道整復）の給付要否の判定に至る処分庁の判断過程には瑕疵があると認めざるを得ず、本件決定は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年12月6日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

